

議案第102号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業に係る規定を改める必要があるので、本案を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月世田谷区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第１４条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１５条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第１５条第２項中「勤務時間条例第１６条の３第１項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第１８条の３第１項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１０年３月世田谷区規則第３４号。以下「勤務時間規則」という。）第２５条の３第５項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１２年３月世田谷区教育委員会規則第１０号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第３０条の３第５項」に、「よる子育て部分休暇」を「よる第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第１号子育て部分休暇」に改め、「とする」の次に「。なお、勤務時間規則第２５条の３第７項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第３０条の３第７項に規定する第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第１号部分休業を承認することはできない」を加え、同条第３項本文中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同項ただし書中「、介護時間又は子育て部分休暇」を「、介護時間又は第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に、「当該介護時間又は子育て部分休暇」を「当該介護時間又は当該第１号子育て部分休暇」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 勤務時間条例第１８条第２項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第１号部分休業を承認することはできない。

第15条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。